

野田市告示第 52 号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、令和元年7月20日から効力を生ずる。

令和元年7月19日

野田市長 鈴木 有

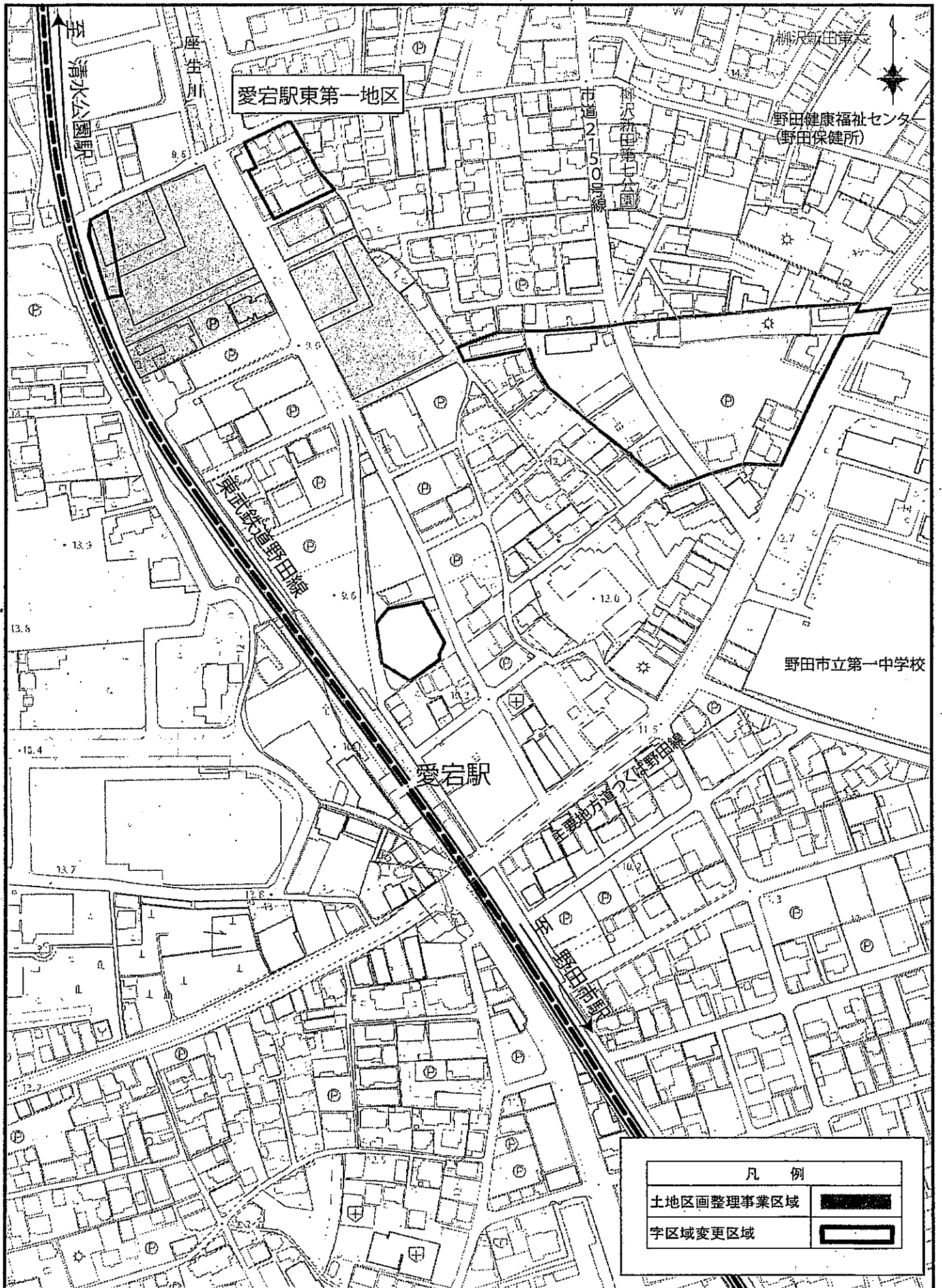
変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
野田	山王山下	中野台	堀尻	1219の1 1219の2
		清水	堀尻	271の1 271の3 273の1 278の2 278の4~278の12
			向畔ケ谷	1102の1~1102の4 1103の1~1103の17 1104の2~1104の8 1105 1106の1~1106の7 1107の1~1107の5 1108の2~1108の8 1109 1110の2 1110の3 1110の5 1110の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成30年4月9日現在の登記事項証明書によるものである。

# 位置図




愛宕駅東第一地区

野田健康福祉センター  
(野田保健所)

東武鉄道野田線

愛宕駅

野田市立第一中学校

凡 例	
土地区画整理事業区域	
字区域変更区域	